

《罹災証明書》

罹災証明書は、地震、台風、水害等によって住家への被害を受けた場合、被害に遭われた方の申請（罹災証明願）により、町職員が住家の被害等の状況を調査し、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」の4区分で被害程度を判定し、証明するものです。

申請後に町職員が住家の被害認定調査（現地調査）を行う必要があるため、罹災証明書の発行は、罹災証明願の受付から1月程度の期間を要する場合があります。

区 分	状 態	損害割合
全壊	住家全部が倒壊、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの	50%以上
大規模半壊	住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの	40%以上～ 50%未満
半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの	20%以上～ 40%未満
一部損壊		20%未満

《罹災届出証明書》

「罹災したことの申請」を証明するものです。

被害程度の判定を必要としない住宅の被害、動産（自動車・家財など）の被害、工作物（物置・塀など）の被害等については、この証明書で対応します。罹災届出証明書は保険請求や公的申請に必要な書類の代わりになる場合があります。

自然災害による物件等の被害について写真等で確認し、被災者から罹災の届出があった旨を証明するものです。このため、町の職員による被害状況の調査は行わず、罹災の程度についても判定しません。 即日発行となります。

《罹災証明書及び罹災届出証明書の申請時に必要なもの》

- ①印鑑（認印も可） ②被害の状況がわかる写真 ③建物の図面（提出できる場合のみ）
④本人及び家族以外の方が申請される場合は委任状（任意様式）が必要

《罹災証明書発行の際に必要なもの》

- ①罹災証明書発行通知書 ②印鑑（認印も可）
③本人確認書類（運転免許証・パスポート・在留カード・個人番号カード・身体障害者手帳などの写真が貼付されている官公署が発行した書類については1点、健康保険証・介護保険証・年金手帳・学生証などについては2点）を提示していただく必要があります。
④本人及び家族以外の方が受領される場合は委任状（任意様式）が必要

《証明手数料》 罹災届出証明書 1件につき300円（罹災証明書 免除）

【証明願受付及び証明書発行窓口】

◇受付時間：午前9時00分から午後5時15分まで（5月末日までの期間は、土曜日、日曜日の証明願受付及び証明書発行を行います。）

◇申請窓口：中央庁舎総務課 46-2111、砥用庁舎健康窓口課 47-1115（直通）

◇発行窓口（罹災証明書） 中央庁舎総務課 46-2111、砥用庁舎企画情報課 47-1111
（罹災届出証明書）中央庁舎総務課 46-2111、砥用庁舎健康窓口課 47-1115

【問い合わせ先】 中央庁舎総務課 0964-46-2111